

今後の残留農薬等に係る基準の設定について（案）

平成16年2月
食品安全部基準審査課

1 経緯

昨年5月に公布された食品安全基本法、農薬取締法改正、薬事法改正及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）改正に基づき、農薬の登録に係る申請、動物用医薬品の承認に係る申請及び飼料添加物の指定等に係る要請があったもの等については、食品安全委員会に対する当該農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関する食品健康影響評価について意見聴取するとともに、薬事・食品衛生審議会における審議等の所要の手続きを踏んで基準設定を行うこととしている。

2 審議の進め方

- (1) 食品安全委員会より食品健康影響評価結果（案）が示された段階で、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（以下「部会」という。）における基準設定の審議を開始する。
- (2) 基準設定に際しては、代謝、残留性、人における摂取量及び分析方法について知見を有する委員及び事務局により、これらの試験成績等を踏まえ基準値（案）を作成する。
- (3) (2) の基準値（案）に基づき、部会において審議する。
- (4) 部会の審議結果に基づき、国民からの意見聴取、WTO 通報等を行う。
- (5) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議する。なお、寄せられた意見等を踏まえ、必要に応じ、分科会での審議に先立ち、部会において検討するものとする。

3. 残留基準の設定について

基準設定の基本的な考え方は別紙のとおりとする。

（下線部は前回の部会からの変更箇所）

残留農薬等の基準設定について（案）

1. 作物等における残留試験成績、代謝試験成績等に基づき、国際基準、農薬取締法に基づく登録保留基準、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）（動物にあつては JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議））で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき設定している諸外国（現時点において、米国、カナダ、EU、オーストラリア及びニュージーランド）の基準を参考に、基準値案を作成する。

2. 摂取量の推定

平成10年8月7日付の食品衛生調査会委員長から厚生大臣あて「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」（別添略）を踏まえ、各農畜水産物について基準値案の上限まで又は作物等における残留試験成績等のデータから推定される量の農薬等が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される1日当たりの農薬の摂取量がADI^注を超えることがないことを確認し、基準値として採用する。

また、科学的に信頼のおける実際の農薬等の摂取量データ、例えば、毎年、厚生労働省が実施している残留農薬一日摂取量調査の結果から、通常の食事から摂取される農薬の摂取量に関する情報が得られているものについては、これも参考とすることとする。

注）ADI（許容一日摂取量）については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会において同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価により設定される。

（下線部は前回の部会からの変更箇所）